

# 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」 の取組状況について

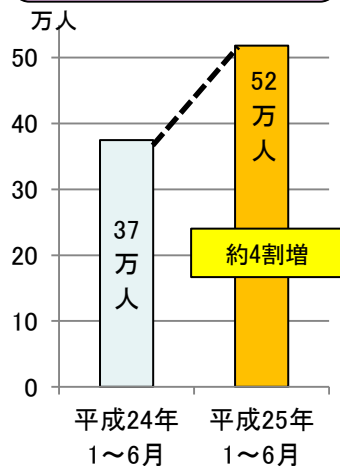
観光庁

平成25年9月20日

- 経済成長を背景に海外旅行需要が大幅に伸びるとともに、平成25年7月からビザの緩和措置が実施されている東南アジア諸国における集中プロモーションの実施。
- 来たるべき訪日2000万人時代を見据え、訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待できる市場（欧州、ブラジル、トルコ等）における、日本の認知度向上への取り組み。

## ① 東南アジア横断集中プロモーション

東南アジア主要6カ国の訪日成長率  
(平成25年上半年)



平成25年度に「東南アジア訪日100万人プラン」を開始し、東南アジア諸国からの訪日は急成長中

東南アジア主要6カ国から日韓への訪問数比較  
(平成23年)

	訪日人数 (人)	訪韓人数 (人)
シンガポール	111,354	124,565
タイ	144,969	309,143
マレーシア	81,516	156,281
インドネシア	61,911	124,474
ベトナム	41,048	105,531
フィリピン	63,099	337,268

訪日ビザ緩和以前、隣国韓国との間で、東南アジアからの旅行者数には大幅な格差

訪日ビザ緩和を契機に、東南アジアに特化した大規模商談会開催等の集中プロモーションを実施

## ② 訪日外国人旅行者数の大幅な増加が期待できる市場での事業展開

ビジット・ジャパン事業未実施の主要国から日中への訪問数比較  
(平成23年)

	訪日人数(人)	訪中人数(人)	訪中／訪日
イタリア	34,035	235,041	7倍
スペイン	20,814	139,876	7倍
オランダ	23,450	197,530	8倍
スイス	16,410	75,294	5倍
フィンランド	10,943	65,288	6倍
ブラジル	18,470	97,912	5倍
トルコ	6,577	98,787	15倍

中国へは日本への5～15倍の旅行者が訪問  
→ 東アジア地域訪問への高い関心を訪日旅行へ向けさせることが必要

### 旅行先としての認知度向上に向けたプロモーションイメージ



これに加え、実際の訪日旅行に繋げるため、在外公館等連携事業(商談会開催等)なども併せて実施

外国人旅行者のショッピングにおける利便性を向上させ、日本における旅行消費を増加させるため、方式の多様化等執行上の制度改正を含め免税対象品目を拡大するとともに、免税手続を簡素化する。

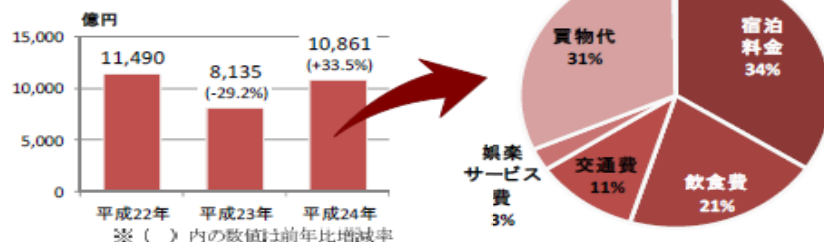
## 施策の背景

外国人旅行者の訪日動機において、ショッピングについての期待は高く、外国人旅行消費額全体の約30%をショッピングが占めている。一方で、外国人旅行者が日本で購入した物品のうち購入率の上位となっている食品類、飲料類、化粧品類、薬品類が現在免税対象品目から除外されている。また、免税手続に時間を要し、外国人旅行者の利便性を損ねている。

○外国人旅行者が今回の日本訪問で実施した活動(2012年観光庁調査)

全体	
1位	日本食を食べること
2位	ショッピング
3位	繁華街の街歩き
4位	自然・景勝地観光
5位	旅館に宿泊

○外国人旅行消費額(2012年観光庁調査)



○訪日人数上位5国籍の外国人旅行者が日本で購入した物品(購入率)(2012年観光庁調査)

国籍	韓国	台湾	中国	米国	香港
1位	菓子類	菓子類	菓子類	食品、飲料、酒	菓子類
2位	食品、飲料、酒	化粧品、医薬品	化粧品、医薬品	菓子類	服(和服以外)、かばん
3位	化粧品、医薬品	食品、飲料、酒	食品、飲料、酒	和服(着物)、民芸品	食品、飲料、酒
4位	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	服(和服以外)、かばん	化粧品、医薬品
5位	和服(着物)、民芸品	和服(着物)、民芸品	カメラ、ビデオカメラ、時計	化粧品、医薬品	和服(着物)、民芸品

※ 一部の外国人旅行者に人気のある品目が免税対象外(諸外国では免税対象としている国・地域が多い。)

## 要望の概要

### ■免税対象品目の拡大等

○現在、外国人旅行者に人気が高いものの免税対象品目から除外されている食品類、薬品類、化粧品類等について、方式の多様化等執行上の観点も踏まえた上で、免税対象品目化。

### 免税対象品目として要望する品目(例)



食品類



飲料類



たばこ



薬品類



化粧品類

### ■免税手続の簡素化

○免税申請書類の様式の見直しや小売現場のIT化に対応した様式の弾力化により、免税店の店頭での免税申請書類の作成時間を短縮し、外国人旅行者の利便性を向上。

### 日本における購入記録票

(消費税法施行規則第6条、別表第1～第2)

記入事項: 販売者名・所在地、上陸地、パスポート、旅行番号等、滞在資格、購入日、購入者の氏名等、購入した商品の明細記入欄

購入物品の型番を含め、手書きで記載する店舗が多いため、購入品数が多いときは手続きに長時間を要する。

# ビザ要件の緩和等による訪日旅行の促進

○7月1日より、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピンに対するビザ要件緩和を実施。

## ビザ要件の緩和

旅行者の 国籍	日本政府の対応		韓国政府の対応 (※2012年訪韓旅行者数)
	以前の措置 (2012年訪日旅行者数)	7月1日から実施 された緩和内容	
タイ	数次ビザ (約26万人)	査証免除	査証免除 (約39万人)
マレーシア	数次ビザ (約13万人)	査証免除	査証免除 (約18万人)
インドネシア	数次ビザ (約10万人)	数次ビザの滞在期間延長 (15日→30日)	数次ビザ (約15万人)
ベトナム	二次ビザ (約6万人)	数次ビザ	数次ビザ (約11万人)
フィリピン	二次ビザ (約9万人)	数次ビザ	数次ビザ (約33万人)
ミャンマー	二次ビザ (約5千人)		数次ビザ (約7万人)
ラオス	二次ビザ (約2千人)		数次ビザ (データなし)
カンボジア	二次ビザ (約3千人)		数次ビザ (データなし)

※韓国側の数値は、乗員の往来を含む。

### 〈引き続き取り組むべき施策〉

- ・他のASEAN諸国(ミャンマー、ラオス、カンボジア)について、年末の日・ASEAN特別首脳会議までに結論を得るべく検討する。
- ・一定の要件を満たした外国人の長期滞在を可能とする制度の導入について検討する。

# 出入国手続の迅速化・円滑化

アクション・プログラム【26】：  
大型クルーズ船、入国審査の迅速化・円滑化

アクション・プログラム【27】：  
空港におけるファーストレーン設置

アクション・プログラム【28】：  
空港における自動化ゲートの利用促進

アクション・プログラム【29】：  
「信頼できる渡航者(外国人)」の自動化ゲートの対応等

アクション・プログラム【30】：  
出入国迅速化のため、自治体や民間の協力を得るための検討

アクション・プログラム【29】：新規来日外国人の出入国審査の迅速化を図るため、国際連携によることも含め、出入国管理上のリスクが低い者を「信頼できる渡航者」として特定し、それらの者を自動化ゲートの対象とする等の新たな枠組みを構築することについて検討する。

他国の事例紹介：香港の「Frequent Visitor E-Channel」

※出入国管理上のリスクが低い渡航者が指紋登録することで、無人ゲートを使った出入国ができるシステム

条件

1. 18歳以上であること。
2. 有効なパスポート、必要に応じてマルチビザを所持していること。
3. 以下の身分証明書のいずれかを保持していること。
  - ・香港特別行政区(HKSAR)トラベルパス
  - ・APECビジネストラベルカード(裏面に“HKG”と印字してあるもの)
  - ・香港国際空港フリークエント・ビジター・カード
  - ・このスキームに参加している航空会社の「Frequent Flyer Program Member」
4. 上記3. の書類を保持していない人は、下記の条件に合致すれば申請可能。
  - ・香港特別行政区に入国するための入国ビザ又は許可証を必要としない有効なパスポートを所持している
  - ・過去1年間で3度以上、香港国際空港経由で香港を訪れたことがある
  - ・香港内にて、犯罪歴等の不利な記録がない

申請方法

○香港国際空港の到着階に併設された、出入国管理局オフィスにて登録手続きをすることが必要。

※手続きは無料

○申請手順は以下のとおり。

- ①上記必要書類の確認⇒②申請書に署名⇒③顔写真撮影⇒④指紋登録⇒⑤パスポートにバーコード貼付

利用時の手順

1. 専用機器でパスポートのバーコードを読み取



2. 指紋認証



3. Eチャネル(無人ゲート)を通過する。
4. 入国情報が印刷された入国シートを受け取り、手続き完了。



出典：香港特別行政区政府HP  
香港政府観光局HP